

徳島県選挙管理委員会告示第三十一号

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年五月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 一 推薦届出者が設置した場合のみ「候補者の氏名」を記載するものとする。
- 二 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 一 推薦届出者が設置した場合のみ「候補者の氏名」を記載するものとする。
- 二 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第四号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考 推薦届出者全員の氏名を署名又は記名・押印するものとする。

別記第六号の二様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 一 種類ごとのビラの見本をそれぞれ二枚添付すること。
- 二 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第八号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 一 理由書を添付すること。

二 申請の理由が破損による場合には、破損した証票を添えること。

三 候補者又はその後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又はその後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十号様式その一中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

一 「所属党派（政党又は団体）名」欄は、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の届出に係る候補者にあつては、当該候補者届出政党の名称を、それ以外の候補者にあつては所属する政党その他の団体の名称を記載すること。

二 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十号様式その二中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十号様式その三中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十号様式その四中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 名簿届出政党等の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十六号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十九号様式の二その一中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十九号様式の二その二中「印」を削り、備考を次のように改める。



が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十九号様式「印」を記し、同様式備考4の次に次のように記す。

5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十九号様式「印」を記し、同様式備考4の次に次のように記す。

5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十九号様式「印」を記し、同様式備考4の次に次のように記す。

4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十九号様式「印」を記し、同様式備考4の次に次のように記す。

4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十九号様式「印」を記し、同様式備考4の次に次のように記す。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第三十号様式「印」を記し、同様式備考2の次に次のように加える。

3 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三十一号様式「印」を記す。

別記第三十四号様式「印」を記す。

別記第三十五号の三様式「印」を記し、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三十五号の四様式中「印」を削る。

別記第三十八号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第四十号様式の二その一中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

一 様式中「公職選挙法第二百一条の八第一項第六号」とあるのは、県の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙の場合にあつては「公職選挙法第二百一条の八第三項において準用する同条第一項第六号」と、知事選挙の場合にあつては「公職選挙法第二百一条の九第一項第六号」と記載するものとする。

二 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第四十号様式の二その二中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第四十一号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この告示は、令和三年五月二十八日から施行する。